みんなでごみをへらスンジャー▷「こだいら食べきり協力店」って知ってる？小盛りメニューの導入や持ち帰り希望者への対応、食べ残しを減らすための呼びかけなど、食品ロスの削減に取り組んでいる市内のお店なんだ。小平市HP（ID105703）にお店の一覧が載っているよ。

灯りまつり実行委員募集

夏に開催する小平グリーンロード灯りまつりの企画や準備、当日の会場運営などをする方を募集します。

対 月1・2回の会議、準備作業、8月2日(土)に予定している灯りまつりに参加できる団体または個人

※会議はおおむね月曜・火曜日の午前に開催します。

申 2月28日(金)までに、産業振興課へ☎042(346)9558

市民活動パワーアップ講座

◆デジタルネイティブの子どもたちと向き合う市民活動とは？

デジタル社会で育ったこどもたちとの効果的なコミュニケーションや、地域全体でこどもたちの成長を支える市民活動について、東京学芸大学の北澤武さんから、デジタル技術の利点とリスクも踏まえながら学びます。

日 3月22日(土)　午後1時30分～4時

場 小平元気村おがわ東2階第二会議室

対 こどもたちの未来に関心のある団体や市内在住の方、テーマに関心のある方

定 20人

※保育あります。

申 2月20日(木)から3月18日(火)までに、HP（下図QRコード）へ（先着順）

問 HP小平あすびあ☎042(348)2104

けやき青年教室参加者募集

軽度の知的障がいのある青年を対象に、レクリエーション、野外活動、音楽、遠足などで交流します。友達をつくり、一緒に学び合いませんか。

日 4月～令和8年3月の土曜日または日曜日　午前9時30分～正午　年15回程度

※活動内容により、時間は変更になる場合があります。

場 中央公民館ほか

費 年4百円

※参加行事によって実費負担あり。

対 次のいずれかに該当する方
▽市内在住で、原則として軽度の知的障がいのある16～30歳で、一人で公民館まで来ることができる方（特別支援学校に在学の方を除く）
▽令和6年度の受講者

定 50人

申 3月15日(土)までの午前9時から午後5時までに、電子メールの場合は「けやき青年教室申込み」と明記のうえ、氏名（ふりがな）、年齢、住所、電話番号、愛の手帳度数を問合せ先へ（電話・電子メール可）

◆ボランティア募集

活動の補助や遠足の付き添いなどをします。専門知識や経験は必要ありません。

謝礼 1回1千円（交通費はありません）

問 中央公民館☎042(341)0861、✉kominkan-koza@city.kodaira.lg.jp

講演会 AI時代におけるこどもの読書と学校図書館の役割を考える

ICT活用が進む現在、こどもたちに求められている力とは何か、読書はなぜ必要かなどを、全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザーの福田孝子さんと一緒に考えてみませんか。

日 3月1日(土)　午後1時30分～3時30分

場 中央図書館3階視聴覚室

対 市内在住の中学生以上の方

※未就学児の入場は不可。

定 60人

主 小平市子ども文庫連絡協議会、小平市子ども文庫連絡協議会、小平市教育委員会

申 2月28日(金)の午後5時までに、東京共同電子申請・届出サービス（3面欄外QRコード）へ（先着順）

問 中央図書館☎042(345)1246

忘れない3・11展

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から14年。能登半島地震からは1年。被災地は今どうなっているか知っていますか。催しを通して、あなたの大切な人や生活を守るためにできることを考えるきっかけにしてみませんか。

日 3月11日(火)～16日(日)　午前10時～午後8時（11日は午後1時から、16日は午後5時まで）

場 中央公民館

内 震災・防災に関する展示、煙体験・消火器体験、ビデオ上映、映画上映会、避難所ディスプレイほか

問 忘れない3・11展実行委員会・奥野☎090(2402)5704

犬・猫と楽しく暮らしていくために

飼い主は動物の本能や習性などを理解し、責任を持って適正に飼育しなくてはなりません。

◆犬にルールを教えましょう

散歩をするときは、リードにつなぎ、適正な長さに保ちましょう。

犬のトイレは事前に済ませ、散歩中にふんをしたときは、家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。

◆犬は必ず登録しましょう

マイクロチップを装着している犬を新しく飼う方は、指定登録機関（日本獣医師会）へのオンラインによる変更登録申請が必要です。マイクロチップを装着していない犬は問合せ先で登録手続きが必要です。詳しくは、小平市HP（ID98266、13509）をご覧ください。

◆犬には狂犬病予防注射を受けさせましょう

毎年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。詳しくは、3月末頃に飼い主に送付する案内をご確認ください。

◆猫の飼育は屋内で

猫は、交通事故や感染症予防のためにも屋内で飼育しましょう。

また、屋外に出すことで、ふんなどにより、周辺に迷惑をかけることがあります。

◆不妊・去勢手術

繁殖を望まない場合は実施しましょう。不妊・去勢手術をすると性質がおとなしくなり、扱いやすくなるほか、生殖器系の病気の予防にもなります。

◆動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物の遺棄や虐待は動物愛護管理法で禁止されています。動物を飼う場合は、最期まで責任を持って飼育してください。

※動物の飼育やしつけに関することは、東京都動物愛護相談センター多摩支所（☎042(581)7435）へご相談ください。

◆災害に備えて

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事でなければ動物は災害を乗り切れません。家が壊れたりして避難する時は、事情の許す限りペットを同行して避難してください。ふだんから人やほかの動物を怖がらない、嫌がらずにケージに入る、トイレは決められた場所でするなどのしつけをしておきましょう。ペットのための防災用品（5日分以上の食事と水など）も用意をしましょう。

問 環境政策課☎042(346)9536

補助金の申請を 認可外保育施設などを利用する児童の保護者への補助

令和6年度後期分（令和6年10月～令和7年3月分）の、認可外保育施設などを利用する児童の保護者への補助金の申請を受け付けています。補助内容は、左表のとおりです。

※いずれも市内に住民登録のある期間に限ります。

※小平市以外の施設を利用している方も、対象になる場合があります。

申 4月4日(金)まで（消印有効）に、必要書類を問合せ先へ持参または送付

※認可外保育施設などを利用する児童の保護者への補助金を申請する方で、必要書類が期限までに提出できない場合は、別途提出期限を設けますので、お問い合わせください。

◆保育施設などに在籍していないこどもの保護者の方へ

認可保育園などの施設に在籍せず、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業などを中心に利用し、保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けている0歳から5歳までのこどもがいる世帯は、幼児教育・保育の無償化の補助対象となりますので、お問い合わせください。

※対象期間（後期分）は、令和6年10月から令和7年3月分までの6か月分です。

―共通―

※必要書類は問合せ先にあるほか、小平市HP（ID108543）からダウンロードもできます。

問 保育課☎042(346)9645

対象施設	対象児童 クラス年齢	対象児童 世帯順位	対象児童 補助要件	月額（上限額）（児童1人につき）
認可外保育施設 ※東京都認証保育所、小平市認定家庭福祉員および定期利用保育事業を除く。	0歳～2歳児	第1子	施設等利用給付認定（新3号）のある児童（非課税世帯のみ）	42,000円
		第2子以降	就労、介護、看護、就学、疾病などの理由で保育を必要としていると認められること	67,000円
	3歳～5歳児	第1子	施設等利用給付認定（新2号）のある児童	37,000円
		第2子以降		57,000円
一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業など	0歳～2歳児	第1子から	施設等利用給付認定（新3号）のある児童（非課税世帯のみ）	42,000円
	3歳～5歳児		施設等利用給付認定（新2号）のある児童	37,000円

令和7年4月採用 会計年度任用職員（専門職）募集

職種・採用予定人数などは、左表のとおりです。

※勤務時間など、詳しくは募集要項をご覧ください。

提出書類 採用申込書（縦4センチメートル×横3センチメートルの写真を貼ったもの）、受験票、返信用封筒（本人の宛先を記載し、百10円切手を貼ったもの）、左表5～8の職種は、資格を証明する書類の写し

募集要項・申込書の配布 2月27日(木)まで、問合せ先（市役所3階）、東部・西部出張所で配布

※小平市HP（ID117837）からダウンロードもできます。

申 2月27日(木)までに、提出書類を問合せ先へ（送付可）

問 職員課☎042(346)9514

	職種	採用予定人数	主な勤務内容	応募資格
1	自転車対策	1人	放置自転車等撤去作業、伝票整理事務、通知書作成など 週4日勤務（交代勤務）	
2	エデュケーション・アシスタント	7人	小学校の各学級経営における副担任相当の業務 週4日程度勤務	
3	副校長補佐	若干名	小・中学校での副校長補佐業務 週4日程度勤務	
4	公民館管理（分館）	1人	公民館（分館）の管理、警備事務など 週2～4日勤務（交代勤務）	
5	介護保険サービス指導員	1人	介護報酬の算定に関する相談・点検・指導業務など 週4日勤務	介護支援専門員または社会福祉士の資格を有する方
6	認定調査員	1人	介護認定に関する調査・調査票の作成など 週4日勤務	介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士または介護福祉士のいずれかの資格を有する方で、介護保険認定調査の経験がある方
7	保育園保育士（半日）	1人	喜平保育園での保育業務 週6日勤務（午前中のみ）	保育士の資格を有する方
8	朝・夕保育福祉員	若干名	市立保育園での保育業務 週6日以内（交代勤務）	東京都子育て支援員研修（地域保育コースに限る）を修了している方または保育士の資格を有する方 ※資格がなくても応募できます。ただし、東京都子育て支援員研修（地域保育コース）の受講が必要です。

お知らせします 小平市人事行政の運営等の状況

小平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和５年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

問職員課☎042(346)9514

1　職員の任免および職員数に関する状況

(1)任命権者別一般職の職員数（令和６年４月１日現在）

条例上の職員定数は市全体で1,075人ですが、実際の定数内職員数は946人です。

任命権者	定　数	定数内職員数	定数外職員数	職員数計
議会事務局	11人	11人		11人
市長部局	788人	770人	17人	787人
教育委員会	268人	157人		157人
選挙管理委員会	4人	4人		4人
監査事務局	4人	4人		4人
農業委員会	（3人）	(3人)		(3人)
計	1,075人	946人	17人	963人

※（　）の農業委員会の職員は、市長部局の職員が兼務しています。
※定数内職員数は、非常勤職員などを除いた人数です。また、定数外職員数は、公益的法人などへの派遣職員等の人数です。

(2)役職別職員数（令和６年４月１日現在）

職員の役職別・男女別職員数は、次のとおりです。

①事務・技術系職員

役　職	全　体	男	女
部長および部長相当職	19人	16人	3人
課長および課長相当職	58人	53人	5人
課長補佐および課長補佐相当職	62人	40人	22人
係長および係長相当職	161人	104人	57人
主任職	239人（16人）	136人（13人）	103人（3人）
主事職	388人	173人	215人
計	927人（16人）	522人（13人）	405人（3人）

②技能労務系職員

役　職	全　体	男	女
統括技能長職	0人	0人	0人
技能長職	4人	0人	4人
技能主任職	32人（10人）	3人（0人）	29人（10人）
主事職	0人	0人	0人
計	36人（10人）	3人（0人）	33人（10人）

※（　）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

(3)職員採用等および退職等（令和５年４月２日～令和６年４月１日）

職員の採用等および退職等は、次のとおりです。

	令和5年4月1日現在	採用等の状況 採用 令和5年4月2日～令和6年3月31日	採用等の状況 採用 令和6年4月1日	採用等の状況 他団体からの派遣戻り	採用等の状況 計	退職等の状況 退職 定年	退職等の状況 退職 勤奨	退職等の状況 退職 普通等	退職等の状況 他団体への派遣	退職等の状況 計	令和6年4月1日現在	前年度比較
職員数	955人（33人）	25人	15人（1人）	1人	41人（1人）	0人	8人	23人（8人）	2人	33人（8人）	963人（26人）	8人（▲7人）

※（　）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

2　職員の競争試験の状況

職員の採用試験の実施状況は、次のとおりです。

職　種	１次試験実施日	受験者数	採用者数
一般事務	令和５年４月19日～５月７日	159人	9人
一般事務（障がい者対象）		29人	0人
一般技術（土木）		14人	4人
一般技術（建築）		7人	1人
学芸員		7人	1人
保健師		6人	2人
一般事務	令和５年７月20日～８月６日	125人	5人
保健師		5人	1人
一般事務	令和５年８月23日～９月18日	300人	12人
一般事務（障がい者対象）		20人	0人
一般技術（土木）	令和５年11月23日～12月３日	6人	1人
一般技術（建築）		6人	3人
保健師		13人	1人
計		697人	40人

3　職員の人事評価の状況

職員の職務の業績、発揮された能力などについて、毎年、評価を行っています。人事評価の状況は、次のとおりです。

評価の回数	1回
評価の時期	1月
評価対象人数	931人(33人)

※（　）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

4　職員の給与の状況

（令和６年４月１日現在）

手当を除いて職員に支給される給料の１人当たりの平均支給月額と平均年齢は、次のとおりです。

区　分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	329,280円	40.8歳
技能労務職	315,056円	57.3歳

※詳しくは、市報ございの令和６年12月５日号の「小平市職員の給与」の記事をあわせてご覧ください。また、小平市HP（ID86448）からもご覧になれます。

5　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間（令和６年４月１日現在）

職員の標準的な勤務時間は、次のとおりです。

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
週38時間45分	午前８時30分	午後５時15分	正午から１時間

※保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間は週当たり38時間45分となるように勤務の割り振りを行っています。
※再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週当たり31時間以内です。

(2)休暇等（令和６年４月１日現在）

職員の休暇等は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、結婚休暇、産前産後休暇、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、生理休暇、妊婦の健診等、妊婦の通勤緩和、忌引、父母の祭日、災害等による交通遮断、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇、介護時間などがあります。

なお、年次休暇の令和５年の平均取得日数は、16.9日です。

6　職員の休業に関する状況

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を推進することを目的として、３歳に満たない子を養育するための制度です。

部分休業は、勤務を中断することなく、育児と仕事の継続および両立が図れるよう、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始めまたは終わりにおいて、１日を通じて２時間の範囲内において勤務しないことができる制度です。

取得状況については、次のとおりです。

区　分	男性職員	女性職員	合計
育児休業取得者数	15人	58人	73人
部分休業取得者数	8人	67人	75人

※ 取得者数は延べ人数です。

7　職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、職員の勤務成績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分であり、免職、休職、降任、降給の４種類があります。

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追及して行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の４種類があります。

令和５年度における新たな処分は、次のとおりです。

区分	分限処分 免職	分限処分 休職	分限処分 降任	分限処分 降給	懲戒処分 免職	懲戒処分 停職	懲戒処分 減給	懲戒処分 戒告
処分件数	0件	68件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※処分件数は、延べ件数であり、休職の期間が更新された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

8　職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区　分	内　容
職務命令等に従う義務	職員は法令等に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければなりません
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となる行為をしてはなりません
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務	職員は法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

9　職員の退職管理の状況

令和６年３月31日付けで退職した課長級以上の職員の再就職状況については、次のとおりです。

再就職状況	人数
市の再任用職員または会計年度任用職員になった者	０人
民間企業等に就職した者	０人

10　職員の研修の状況

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、さまざまな研修を行っています。

区　分		受講者数	主な研修内容等
東京都市町村職員研修所	一般研修	195人	新任および職層別・経験年数別の研修
	実務研修等	244人	法務、情報処理、税務、保健師、技術職、人権啓発、男女共同参画等
その他派遣研修		104人	日本経営協会、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター等
市独自研修		1,619人	職層別、女性活躍、接遇、男女共同参画・ハラスメント防止、公務員倫理、労働安全衛生、健康講座、メンタルヘルス、人事評価等

11　職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小平市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

(2)公務災害等

公務上または通勤途上の災害により負傷などをした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。発生状況は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	９件	０件
通勤災害	０件	０件

(3)健康診断等

職員の健康管理のため、毎年、健康診断などを実施しています。実施状況は、次のとおりです。

区　分	受診者数
定期健康診断	656人
その他検診（※）	314人

※ＶＤＴ健康診断、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診。

12　公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。要求の状況は、次のとおりです。

年度当初係属件数	０件
年度中申立て件数	０件
年度中処理件数	０件
年度末係属件数	０件

(2)不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。申立ての状況は、次のとおりです。

年度当初係属件数	２件
年度中申立て件数	０件
年度中処理件数	０件
年度末係属件数	２件

(3)人事管理に関する苦情処理

職員は、公平委員会に対して勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申し出および相談をすることができます。苦情処理の状況は、次のとおりです。

年度中相談件数	０件
年度中処理件数	０件
年度末未処理件数	０件